

20 年 月 日

独立行政法人国際協力機構 御中

受託者名：

⑩

輸出貿易管理令等該当調書

【案件名】 _____

標記に関し、以下のとおり報告いたします。

(該当項目を丸で囲み、Dでは許可を必要とする省庁を記載する。)

- A 今回調達する機材について、輸出貿易管理令別表第1（ソフトウェアの場合は外国為替令別表）に該当する品目について該当か否かを判定した結果は別紙の表1のとおりです。
ア) 表1の品目のいずれの機材についても輸出許可は不要です。
イ) 表1の品目の全て又は一部の機材については輸出許可が必要です。
- B 今回調達する機材のうち米国製品または米国の技術を利用した製品について、米国再輸出規制に該当する品目について該当か否かを判定した結果は、別紙の表2のとおりです。
ア) 表2の品目のいずれの機材についても再輸出許可は不要です。
イ) 表2の品目の全て又は一部の機材については再輸出許可が必要です。
- C 今回調達する機材のうち、別紙の表3の品目は、輸出貿易管理令別表第2に該当し、輸出承認が必要です。
- D 今回の輸送を依頼する機材のうち、別紙の表4の品目は、関税法等その他法令規制に該当するため、_____省の輸出許可等を取得又は報告する必要があります。

以上

(表 1) 輸出貿易管理令別表第 1 (ソフトウェアの場合は外国為替令別表) の該非判定結果

| 機材 番号 | 製造会社 製品名 | 型式・等級 | 単位 | 数量 | 対象外 該当 非該当 | 輸出許可 の要否 | 輸出貿易管理令 別表 1 貨物番号 (対象外は不要) |
|----------|-------------|-------|----|----|------------------|-------------|----------------------------------|
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

※ 該当又は非該当の場合には、製造会社等から該非判定書（項目別対比表、パラメーターシート等）を取り付け、提出してください。

(表 2) 米国再輸出規制にかかる該非判定結果

| 機材 番号 | 製造会社 製品名 | 型式・等級 | 単位 | 数量 | ECCN 番号 | 輸出許可 の要否 |
|----------|-------------|-------|----|----|---------|-------------|
| | | | | | | |
| | | | | | | |

※ 製造会社等から再輸出許可の要否にかかる判断資料を取り付け、提出してください。

(表 3) 輸出貿易管理令別表第 2 の該当品リスト

| 機材 番号 | 製造会社 製品名 | 型式・等級 | 単位 | 数量 | 輸出貿易管理令 別表 2 貨物番号 |
|----------|-------------|-------|----|----|----------------------|
| | | | | | |
| | | | | | |

(表 4) 関税法等その他法令にかかる該当品リスト

| 機材 番号 | 製造会社 製品名 | 型式・等級 | 単位 | 数量 | 該当法令名 及び条項 |
|----------|-------------|-------|----|----|---------------|
| | | | | | |
| | | | | | |

用途・需要者チェックリスト

受託者名：

輸出管理責任者 役職・氏名：

印

| | |
|-----|--|
| 国名 | |
| 案件名 | |

| | |
|------------------------|--|
| 設置場所名称 | |
| 住所（P.O. Box は不可） | |
| 相手国実施機関 機材管理責任者名・所属 | |

I. 機材の用途チェック

(1) 大量破壊兵器等補完規制のチェック

全機材について一機材ごとに、以下の用途に用いられることを知るに至ったか確認してください。

その際には、以下の用途に用いられることが入手した文書・記録媒体等に記載、記録されているか、また、相手国実施機関から連絡を受けたかについても確認してください。該当する機材があればリストを別添し機材名と該当項目を記載して監督職員に提出してください。

| 確認事項 | 回答欄 |
|--|--------|
| ① 核兵器の開発、製造、使用又は貯蔵 | はい・いいえ |
| ② 軍用の化学製剤の開発、製造、使用又は貯蔵 | はい・いいえ |
| ③ 軍用の細菌製剤の開発、製造、使用又は貯蔵 | はい・いいえ |
| ④ 軍用の化学製剤又は細菌製剤の散布のための装置の開発、製造、使用又は貯蔵 | はい・いいえ |
| ⑤ 300 km以上運搬することができるロケットの開発、製造、使用又は貯蔵 | はい・いいえ |
| ⑥ 300 km以上運搬することができる無人航空機の開発、製造、使用又は貯蔵 | はい・いいえ |
| ⑦ 核燃料物質又は核原料物質の開発、製造、使用又は貯蔵 | はい・いいえ |
| ⑧ 核融合に関する研究 | はい・いいえ |
| ⑨ 原子炉又はその部分品又は附属装置の開発、製造、使用又は貯蔵 | はい・いいえ |
| ⑩ 重水の製造 | はい・いいえ |
| ⑪ 核燃料物質の加工 | はい・いいえ |
| ⑫ 核燃料物質の再処理 | はい・いいえ |
| ⑬ 以下の行為であって、軍又は国防に関する事務をつかさどる行政 | はい・いいえ |

| | |
|---|--|
| 機関が行うもの、又はこれらの者から委託を受けて行うことが明らかなもの a 化学物質の開発又は製造 b 微生物又は毒素の開発、製造、使用又は貯蔵 c ロケット又は無人航空機の開発、製造、使用又は貯蔵 d 宇宙に関する研究 | |
|---|--|

(2) 通常兵器補完規制のチェック

| 確認事項 (2) - 1 | 回答欄 |
|---|--------|
| 仕向け国はアフガニスタン、中央アフリカ共和国、コンゴ民主共和国、エリトリア、イラク、レバノン、リベリア、リビア、北朝鮮、ソマリア、スーダン（輸出令別表第3の2の国）か | はい・いいえ |

☞ ②-1において、「いいえ」の場合は、②は終了です。II. に進んでください。

☞ ②-1において、「はい」の場合は、②-2に進んでください。

| 確認事項 (2) - 2 | 回答欄 |
|--|--------|
| 下記貨物（輸出令別表第1の1の項の中欄）の開発、製造、又は使用のために用いられるか ① 銃砲・銃砲弾 ② 爆発物・発射装置 ③ 火薬類・軍用燃料 ④ 火薬・爆薬安定剤 ⑤ 指向性エネルギー兵器 ⑥ 運動エネルギー兵器 ⑦ 軍用車両・軍用仮設橋等 ⑧ 軍用船舶等 ⑨ 軍用航空機等 ⑩ 防潜網及び魚雷防御網 ⑪ 装甲板・軍用ヘルメット・防弾衣 ⑫ 軍用探照灯 ⑬ 軍用細菌製剤・軍用化学製剤 ⑭ 軍用化学製剤用細胞株等 ⑮ 軍用火薬類の製造・試験装置 ⑯ 兵器製造用機械装置 | はい・いいえ |

※ 防弾車、防弾チョッキ、防弾服、軍用ヘルメットといった防護用装備も対象になります。

☞ (2) - 2において、「いいえ」の場合は、(2) は終了です。II. に進んでください。

☞ (2) - 2において、「はい」の場合は、(2) - 3に進んでください。

| 確認事項 (2) - 3 | 回答欄 |
|---|--------|
| ① 当該輸出貨物又は技術を用いて開発等される別表 ^(*) に掲げる貨物が産業、娯楽、スポーツ、狩猟又は救命の用に供される旨が文書等に記載され又は記録されている場合であり、かつ、輸出者等が同表に掲げる貨物がこれらの用に供される旨輸入者等から連絡を受けている。 | はい・いいえ |
| ② 日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定に基づき、自衛隊がアメリカ合衆国軍隊に対して貨物又は役務の輸出又は提供を行う。 | はい・いいえ |
| ③ 自衛隊法に基づく在外邦人等の輸送の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。 | はい・いいえ |
| ④ 自衛隊法に基づく国賓等の輸送の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。 | はい・いいえ |
| ⑤ 国際緊急援助隊の派遣に関する法律に基づく国際緊急援助活動の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。 | はい・いいえ |
| ⑥ 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律に基づく国際平和協力業務の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。 | はい・いいえ |
| ⑦ テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法に基づく補給支援活動の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。 | はい・いいえ |
| ⑧ イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法に基づく対応措置の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。 | はい・いいえ |

☞ (2) - 3において、「はい」が一つもない場合は、監督職員に連絡してください。

別表^(*)

| |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 一 銃砲若しくはこれに用いる銃砲弾（発光又は発煙のために用いるものを含む。）のうち次に掲げるもの又はこれらの部分品 <ul style="list-style-type: none"> 1 空気銃、散弾銃、ライフル銃若しくは火縄式鉄砲又はこれらのものに用いる銃砲弾 2 救命銃、もり銃若しくはリベット銃その他これらに類する産業用銃又はこれらのものに用いる銃砲弾 二 産業用の発破器 三 産業用の火薬若しくは爆薬又はこれらの火工品 |
|---|

II. 需要者（機材設置先）チェック

(1) 外国ユーザーリストのチェック

| | |
|--|--------|
| 需要者は「外国ユーザーリスト」に掲載されているか。 (http://www.meti.go.jp/policy/anpo/enduserlist.html) | はい・いいえ |
|--|--------|

(2) 需要者要件のチェック

需要者が以下に掲げる行為を行っている又は過去に行っていたことについて入手した文書・記録媒体等に記載、記録されているか、又は、相手国実施機関等から連絡を受けたかについて確認してください。（どちらかに○をつけること）

| 確認事項 | 回答欄 |
|--------------------------------------|--------|
| 核兵器の開発、製造、使用又は貯蔵 | はい・いいえ |
| 軍用の化学製剤の開発、製造、使用又は貯蔵 | はい・いいえ |
| 軍用の細菌製剤の開発、製造、使用又は貯蔵 | はい・いいえ |
| 軍用の化学製剤又は細菌製剤の散布のための装置の開発、製造、使用又は貯蔵 | はい・いいえ |
| 300km 以上運搬することができるロケットの開発、製造、使用又は貯蔵 | はい・いいえ |
| 300km 以上運搬することができる無人航空機の開発、製造、使用又は貯蔵 | はい・いいえ |

☞ (1) (2) において、すべて「いいえ」である場合は終了です。Ⅲ. に進んでください。

☞ (1) (2) において、1つでも「はい」がある場合は、(3) おそれ要件に進みます。

(3) おそれ要件のチェック

以下の各項目について、確認してください。なお、取引の形態等からみて問いが当てはまらない場合には、「－」に○をつけること。

| | | |
|---------------------|--|----------|
| 貨物等の用途・仕様 | ① 先方機関又はこれらの代理人から当該貨物等の用途に関する明確な説明がある。 | はい・いいえ・－ |
| | ② 先方機関の事業内容、技術レベルからみて、当該貨物等を必要とする合理的理由がある。 | はい・いいえ・－ |
| 貨物等の設置場所等の態様・据付等の条件 | ③ 当該貨物等の設置場所又は使用場所が明確である。 | はい・いいえ・－ |
| | ④ 当該貨物等の設置場所又は使用場所が軍事施設内若しくは軍事施設に隣接している又は立ち入りが制限されている等の高度の機密が要求されている地域であり、かつ、その用途に疑わしい点があるとの情報を有していない。 | はい・いいえ・－ |
| | ⑤ 当該貨物等の輸送、設置等について過剰な安全装置・処置が要求されていない。 | はい・いいえ・－ |

| | | |
|--|---|----------|
| 貨物等の 関連設 備・装置等 の条件・態 様 | ⑥ 当該貨物等が使用される設備や同時に扱う原材料についての説明がある。 | はい・いいえ・－ |
| | ⑦ 当該貨物等及び当該貨物等が使用される設備や同時に扱う原材料の組み合わせが、当該貨物等の用途に照らして合理的、整合的である。 | はい・いいえ・－ |
| | ⑧ 異常に大量のスペアパーツ等の要求がない。 | はい・いいえ・－ |
| | ⑨ 通常必要とされる関連装置の要求がある。 | はい・いいえ・－ |
| 表示、船積 み、輸送ル ート、梱包 等におけ る態様 | ⑩ 輸送時における表示、船積みについての特別の要請がない。 | はい・いいえ・－ |
| | ⑪ 製品及び仕向地からみて、輸送ルートにおいて異常がない。 | はい・いいえ・－ |
| | ⑫ 輸送時における梱包及び梱包における表示が輸送方法や仕向地などからみて異常がない。 | はい・いいえ・－ |
| 貨物等の 支払対価 等・保証等 の条件 | ⑬ 当該貨物等の支払対価・条件・方法などにおいて異常に好意的な提示がなされていない。 | はい・いいえ・－ |
| | ⑭ 通常要求される程度の性能等の保証の要求がある。 | はい・いいえ・－ |
| 据付等の 辞退や秘 密保持等 の態様 | ⑮ 据付、指導等の通常予想される専門家の派遣の要請がある。 | はい・いいえ・－ |
| | ⑯ 据付場所、製品等についての過度の秘密保持の要求がない。 | はい・いいえ・－ |
| 外国ユー ザーリス ト掲載企 業・組織 | ⑰ 外国ユーザーリスト（最新のもの）に掲載されている企業・組織向けの取引については、リストに掲載されている当該需要者の関与が懸念されている大量破壊兵器の種別（核兵器、生物兵器、化学兵器、ミサイル）と、輸出する貨物等の懸念される用途の種別 ¹ が一致しない。 | はい・いいえ・－ |
| その他 | ⑱ その他先方機関が取引の慣行上当然明らかにすべき事項に関する質問に対して明確な説明がない等の取引上の不審点がない。 | はい・いいえ・－ |

☞ おそれ要件に「いいえ」が一つでもある場合は、監督職員に連絡してください。

Ⅲ. インフォーム要件

| | |
|---------------------------|--------|
| 経済産業大臣から許可申請をすべき旨の通知を受けたか | はい・いいえ |
|---------------------------|--------|

¹ 輸出する貨物等の懸念される用途の種別:「大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続き等について」通達1の(3)に掲げる大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例等を参考に、輸出する貨物等の特性から判断すること。